

川崎市医療的ケア児保育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、本市の保育所における保育を必要とする医療的ケア児の受入（以下「医療的ケア児保育」という。）を積極的かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、主治医の指示に基づき実施する、治療を目的としない日常生活を営むために必要な医療行為をいう。

2 この要綱において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。

(実施保育所)

第3条 本市において医療的ケア児保育を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は川崎市公立保育所、「川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱」別表第1に定める施設及び地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業とする。

(保育所で実施する医療的ケア)

第4条 前条に規定する保育所において実施する医療的ケアは、原則、次の各号に掲げるものとする。

- (1) たんの吸引（経鼻・経口、気管切開）
- (2) 経管栄養（経鼻）、経ろう孔（胃ろう）
- (3) 導尿（間欠導尿）
- (4) 血糖測定及びインスリンペン型注入器での注射
- (5) 酸素管理（一定の酸素流量で集団保育が可能な場合等）
- (6) その他市長が認めたもの

ただし第4号及び第5号に掲げる医療的ケアについては、別表に定める保育所、「川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱」別表第1に定める施設及び居宅訪問型保育事業において実施するものとする。

(対象児童)

第5条 実施保育所において受入の対象となる医療的ケア児（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 保育所を利用するための、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に基づく保育の必要性の認定を受けるための要件を満たしていること。
- (2) 川崎市附属機関設置条例（平成27年条例第1号）別表1に定める川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）において、集団での保育が可能であると判定されていること。ただし「川崎市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱」別表第1に定める施設及び居宅訪問型保育事業における対象児童について

ては当該判定は不要とする。

(受入人数)

第6条 各実施保育所においては、運営状況等を考慮し、若干名の受入を行うものとする。

(保育時間)

第7条 対象児童の保育時間は、実施保育所の園長が保護者と面談の上、対象児童の保育必要時間等を考慮して決定する。

(要員の配置)

第8条 実施保育所において、医療的ケア児を現に受入れる場合、対象児童に対する医療的ケアを適切に実施するため、看護師を1名以上配置する。

2 対象児童が必要とする生活援助の程度及び実施保育所におけるクラス運営状況等に基づき、必要に応じ、当該児童の保育にあたる保育士を配置する。

(事前相談等)

第9条 医療的ケア児保育を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、保育所利用申込を行う前に、居住区の区役所又は保育・子育て総合支援センターにおいて事前相談を行うものとする。

2 前項に規定する事前相談の実施後、利用を希望する実施保育所において施設見学及び体験保育を行う。

(健康管理委員会での審議等)

第10条 医療的ケア児保育を希望する児童について、福祉事務所長は、川崎市保育所入所児童等の健康管理に関する要綱に基づき、健康管理上特に注意を要する児童として、当該対象児童の受入に関する審議を健康管理委員会に付託するものとする。ただし、居宅訪問保育事業の利用については健康管理委員会での審議は不要とする。

(医療的ケア児保育の実施)

第11条 福祉事務所長は、健康管理委員会での審議の結果、集団での保育が可能であると判断され入所利用調整において内定となった場合、入所を決定するものとする。

2 入所決定となった実施保育所の園長は、入所前に保護者と、対象児童に係る保育の内容等について面談を行った上で、医療的ケア児保育を実施するものとする。

(入所後における状況の変化等への対応)

第12条 入所後において、医療的ケア児保育の実施内容に変更や追加が必要となる等の状況の変化が生じた場合、福祉事務所長は、第10条に準じて、健康管理委員会に当該対象児童の受入の継続に関する審議を付託するものとする。

2 健康管理委員会での審議の結果、集団での保育が可能であると判断された場合、当該実施保育所の園長は、速やかに保護者と、対象児童に係る保育の内容等について面談を行い、その後の対応を決定するものとする。

(医療的ケア児保育を受けられない児童等への対応)

第13条 利用調整において入所が保留となった場合及び健康管理委員会の審議の結果、集団での保育が可能と判断されなかった場合等、医療的ケア児保育を受けられない場合は、その児童及び保護者に対して、保育所、区役所及び保育・子育て総合支援センターは、交流保育を通じた集団保育の経験や必要に応じた情報の提供等、個別の状況に応じたきめ細かな支援を行うこととする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和5年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年1月22日から施行し、令和7年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和8年5月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

川崎区	大島保育園
中原区	中原保育園

宮前区	土橋保育園
多摩区	土淵保育園